



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年12月20日

幕別町監査委員 八重柏 新 治



幕別町監査委員 藤谷謹至



定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、水道事業に係る令和元年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書（水道事業会計）

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査を行った。

2 監査の期間

令和3年11月8日（月）から令和3年12月13日（月）まで

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料並びに提示のあった関係書類及び会計帳簿等に基づいて、照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、当事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、必要と認めた監査手続を幕別町監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、当事業に係る財務に関する事務は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されているものと認められた。また、当事業の管理の状況についても、適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の結果と所見については下記のとおりである。

記

1 収入未済金対策について

本年度上半期の営業収益は236, 271千円（前年同期235, 188千円）、営業費用は106, 826千円（前年同期105, 874千円）で、経常利益は前年同期と比較すると増加している。

現年度分の収納率は66. 79%（前年同期66. 40%）で前年より増加しているが、新型コロナウイルス感染症の流行などに起因する社会情勢、経済状況などによる徴収の難しさは引き続き継続するものと思われる。使用料の公平負担の観点からも、現年度分や滞納繰越分の収入未済金の回収に引き続き努力されたい。

また、今後も老朽施設の維持や改修等により、厳しい経営が続くものと思われるので、更なる事業運営の効率化と経営の健全化を進められたい。